



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
5 月 9 日 (金)
第 602 号

目 次

告 示

○道路の区域の変更	405
○道路の供用開始	406

公 告

○令和 7 (2025) 年度職業訓練指導員試験の実施	406
収用委員会	
○公示送達	408
調達等公告	
○入札公告 (特定調達公告)	410

告 示

栃木県告示第229号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 (2025) 年 5 月 9 日から同年 6 月 9 日まで
一般の縦覧に供する。
令和 7 (2025) 年 5 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 足利千代田線
道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
38	前	足利市通二丁目 7-1 から 足利市南町3697-3 まで	28.0 ~ 29.0	330.0	
	後	足利市通二丁目 7-1 から 足利市南町3697-3 まで	28.0 ~ 29.0	330.0	

II

道路の種類 県道
路 線 名 一般県道 花岡狭間田線
道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
225	前	塩谷郡高根沢町大字花岡字権現山 1034から 塩谷郡高根沢町大字花岡字石原山 1435-1 まで	12.5 ~ 44.3	135.3	

	後	塩谷郡高根沢町大字花岡字権現山 1034から 塩谷郡高根沢町大字花岡字石原山 1435- 1 まで	12.1 ～ 30.2	135.3	
--	---	--	-------------	-------	--

栃木県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 （2025）年 5 月 9 日から同年 6 月 9 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 （2025）年 5 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
38	主 要 地 方 道 足 利 千 代 田 線	足利市通二丁目 7- 1 から 足利市南町3697- 3 まで	令和 7 （2025）年 5 月11日11時
225	一 般 県 道 花 岡 狭 間 田 線	塩谷郡高根沢町大字花岡字権現山1034から 塩谷郡高根沢町大字花岡字石原山1434- 1 まで	令和 7 （2025）年 5 月 9 日

（道路保全課）

公 告

○令和 7 （2025）年度職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 （2025）年 5 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 試験の区分
学科試験のうち指導方法
- 試験の科目
職業能力開発促進法施行規則（以下「能開則」という。）別表第11に掲げる免許職種について指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）の試験を実施する。
- 試験の免除
 - 能開則第46条及び附則第10条の規定に該当する者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を受けることができる。
 - 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、記 7 の(3)の申請書類の提出期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。
- 受験資格
 - 次に該当する者は、試験を受けることができる。
能開則第45条の 2 の規定に該当する者であって、同令第46条の規定により実技試験の全部及び関連学科試験の全部が免除となる者
 - (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は試験を受けることができない。
 - 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者
- 試験日時
令和 7 （2025）年 8 月26日（火）午前11時～午前11時45分

6 試験会場

栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県庁舎本館 6 階大会議室 2

※ なお、試験当日は試験開始30分前までに集合すること。

7 受験手続

(1) 受験申請に必要な書類

① 職業訓練指導員試験受験申請書

② 履歴書（受験申請書の裏面）

③ 受験票・写真票

※ 申請前 6 か月以内に撮影した上半身正面脱帽の写真 1 枚貼付

（3 cm× 4 cmの大きさで裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）

④ 試験の免除を受けることができる者であることを証する書類

(2) 申請書類の提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県産業労働観光部労働政策課産業人材育成担当

※ 郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 申請書類の提出期間

令和 7（2025）年 6 月 10 日（火）から同月 24 日（火）まで

※ 郵送の場合は、令和 7（2025）年 6 月 24 日（火）の消印のあるものまで有効。

(4) 受験手数料

学科試験（指導方法） 3,100円

ただし、全免除者の受験手数料は、不要とする。

(5) 受験手数料の納付方法

受験手数料の納付は、栃木県収入証紙、POSレジ、電子申請システムのいずれかにより行うこと。栃木県収入証紙又はPOSレジで納付した場合は、発行したレシートを受験申請書の所定の欄に貼付するものとする。電子申請システムで納付した場合は、貼付不要とする。

なお、受験申請書受理後、手数料は返還しないものとする。

(6) 受験票

受験申請書を受理した後、受験票を送付する。

(7) 全免除者の受験手続

全免除者の受験手続は上記(3)の申請書類の提出期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は、(1)の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書（以下「免許申請書」という。）を提出するものとする。

また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、併せて免許交付手数料を納付すること。手数料の納付は、栃木県収入証紙、POSレジ、電子申請システムのいずれかにより行うこと。栃木県収入証紙又はPOSレジで納付した場合は、発行したレシートを免許申請書の所定の欄に貼付するものとする。電子申請システムで納付した場合は、貼付不要とする。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、(6)の受験票は送付しない。

8 合格者の発表

(1) 合否判定の基準

満点の 6 割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 合格発表の方法

令和 7（2025）年 9 月 16 日（火）に合格者宛て通知するほか、栃木県のホームページにも、合格者の受験番号を掲載する。

全免除者の合格発表は、本人宛てのみ通知する。

ホームページアドレス

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/shidouinmenkyo.html>)

9 その他

- (1) 試験当日は、受験票及び筆記用具を持参すること。
- (2) 受験申請書は栃木県産業労働観光部労働政策課及び栃木県職業能力開発協会等において配布するほか、栃木県のホームページに掲載する。

(3) 試験結果の簡易開示

受験者本人は、合格発表の日から 1 か月間、試験の得点の開示を受けることができる。開示を希望する場合は、受験者本人が、自動車運転免許証等本人を確認できるもの及び受験票又は合格通知を持参すること。(受験者本人に限る。代理は不可) なお、電話による開示には応じない。

○ 開示実施場所：栃木県産業労働観光部労働政策課

○ 開示期間：令和 7 (2025) 年 9 月 16 日 (火) から同年 10 月 14 日 (火) まで
平日午前 9 時～午後 5 時受付 (正午～午後 1 時を除く)

(4) 問合せ先

〒320-8501

栃木県宇都宮市埜田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県産業労働観光部労働政策課産業人材育成担当

TEL 028-623-3234

(労働政策課)

収 用 委 員 会

○公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局(栃木県県土整備部用地課内)において保管し、送達を受けべき者にいつでも交付する。書類を受領しないときは、令和 7 (2025) 年 5 月 30 日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和 7 (2025) 年 5 月 9 日

栃木県収用委員会会長 横 堀 太 郎

I

1 公示送達に係る土地の所在及び地番

栃木県足利市大月町字西耕地1060番 7

地番は、1060 番 3 から裁決手続開始決定を代位原因とする起業者の申請によって分筆された後の地番である。

2 送達すべき書類の名称

令和 7 (2025) 年 4 月 23 日付け栃収令和 6 年第 1 号裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

別表のとおり

別表

氏 名	住 所
横塚 明子	不明
横塚 友二	不明
不明 ただし、(亡) 須藤 泰次郎の相続人	

(亡) 若梅 健 相続財産 相続財産清算人	
不明 ただし、若松宗吉 又はその相続人	不明 ただし、若松宗吉の土地登記記録上の住所 埼玉県大里郡明戸村大字明戸135番地

II

- 1 公示送達に係る土地の所在及び地番
栃木県足利市大月町字西耕地1061番3
地番は、1061番1から裁決手続開始決定を代位原因とする起業者の申請によって分筆された後の地番である。
- 2 送達すべき書類の名称
令和 7 (2025) 年 4 月23日付け栃収令和 6 年第 2 号裁決書の正本
- 3 送達を受けるべき者
不明
ただし、土地登記記録の表題部所有者
持分31分の1 阿由葉僖十郎
持分31分の1 福地亀吉
持分31分の1 福地信吉
持分31分の1 村田仁平
持分31分の1 堀越善五郎
持分31分の1 長谷川藤五郎
持分31分の1 堀越林太郎
持分31分の1 阿由葉忠四郎
持分31分の1 長谷川萬平
持分31分の1 榊田代次郎
持分31分の1 長谷川傳平
持分31分の1 若般野金之助
持分31分の1 加藤安五郎
持分31分の1 長谷川梅吉
持分31分の1 田代せき
持分31分の1 長谷川祐吉
持分31分の1 阿由葉米松
持分31分の1 阿由葉やす
持分31分の1 川田茂太郎
持分31分の1 長谷文五郎
持分31分の1 川田卯之吉
持分31分の1 川田重藏
持分31分の1 川田平助
持分31分の1 長谷川馬太郎
持分31分の1 川田庄三郎
持分31分の1 長谷川喜八
持分31分の1 阿由葉與吉
持分31分の1 須藤世太郎
持分31分の1 須藤友七
持分31分の1 須藤邦三郎
持分31分の1 阿由葉萬藏

又はその相続人

Ⅲ

- 1 公示送達に係る土地の所在及び地番
栃木県足利市大月町字西耕地1061番2
- 2 送達すべき書類の名称
令和 7 (2025) 年 4 月23日付け栃収令和 6 年第 3 号裁決書の正本
- 3 送達を受けるべき者
不明
ただし、土地登記記録の表題部所有者 阿由葉僖十郎 外27名 又はその相続人

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 (2025) 年 5 月 9 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務件名 栃木県議会議場音響・映像システム等更新業務
 - (2) 委託業務内容 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 契約日から令和 8 (2026) 年 3 月23日まで
 - (4) 履行場所 栃木県議会議事堂
 - (5) 本業務は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法により行うものである。
 - (6) 本業務は、単独企業と共同企業体との混合入札による。ただし、単独企業または共同企業体いずれかでの参加に限る。
また、共同企業体の構成員は、本入札において他の共同企業体の構成員となることはできない。
- 2 入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「C電気器具、カメラ類」、小分類「1 電気製品」、「2 通信機器」、「3 電気設備」のいずれかの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年 3 月12 日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 共同企業体の構成員は以下の要件を満たすものであること。
ア 代表構成員は、上記要件のうち(1)～(3)を満たす者であること。
イ その他の構成員は、上記要件のうち(1)、(3)の要件を満たす者であること。
- 3 入札の手続等
 - (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号
栃木県議会事務局総務課総務担当 電話 028-623-3753
 - (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
令和 7 (2025) 年 5 月 9 日（金）から同月27日（火）まで入札情報システム上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで(1)の場所において交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
令和 7 (2025) 年 6 月19日（木）午後 4 時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、

紙による入札参加の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）にあつては、(1)の場所に郵送（書留郵便、指定期日必着）または持参により同期限までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和 7（2025）年 7 月 2 日（水） 午前10時 栃木県議会事務局総務課

(4) 入札方法

1 (1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 提出された入札書は、引換え、変更または取消しを認めないものとする。

(7) 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。

なお、提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものみなす。

(8) 評価項目提案書の提出

入札者は、価格以外の評価を行うために、令和 7（2025）年 6 月19日（木）午後 4 時までに以下の資料を(1)の場所に郵送（書留郵便、指定期日必着）または持参により提出すること。

なお、ア、イについては、正本 1 部、副本 6 部提出し、副本には入札者名を記載しないこと。ウ、エについては、該当がある場合のみ 1 部提出すること。

ア 評価項目提案書仕様確認リスト（別記様式 2）

イ 評価項目提案書（様式は任意）

ウ 評価項目提案書に記載した業務実績を証明するための契約書の写し

エ 評価項目提案書に記載した業務従事者の取得している資格を証明するもの

(9) 提出された評価項目提案書は、引換え、変更または取消しを認めないものとする。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書を令和 7（2025）年 5 月27日（火）午後 4 時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

イ 共同企業体は、競争参加資格確認申請書と併せて、共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式 1）、共同企業体協定書の写し及び委任状を提出すること。

ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書等について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和 7（2025）年 5 月29日（木）までに入札参加希望者に伝えるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果、入札参加を可とした入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(5) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第12号）第156条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和 3 (2021) 年 3 月26日付け会管第460号）第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(6) 落札者決定基準

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格点と価格以外の評価点を合計した総合評価点が最も高かった者を落札者とする。

イ 上記において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定する。

ウ 価格点及び価格以外の評価点の配点は次のとおりとする。

(ア) 価格点 100点

(イ) 価格以外の評価点 100点

エ 価格点は次のとおり算定する。

価格点 = $100 \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{入札予定価格}))$ 【小数点以下第三位四捨五入】

オ 価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目提案書（添付資料を含む。）により、別紙「価格以外の評価点 評価項目・評価基準」に基づいて評価した各評価項目の評価点の合計とする。

カ 各評価項目の評価点は、県が指名する評価者が個別に行った評価の平均値とする。【小数点以下第三位四捨五入】

キ 提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合は、落札決定の対象としない。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 契約締結方法

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加承諾等の基準

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準（令和 3 （2021）年 3 月26日付け会管461号）の定めによる。

(10) その他

詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

audio and video system etc. upgrade in Tochigi Prefectural Assembly Hall: 1 order

(2) Time-limit for tender:

4:00PM, June 19, 2025

(3) Information is available at: Tochigi Prefectural Assembly Building

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

General Affairs Division,

Prefectural Assembly Secretariat,

Tochigi Prefecture

TEL 028-623-3753

（議会事務局総務課）